

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたメキシクル、デクロランプラス及びUV-328が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について(案)

令和5年11月17日(金)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 検討の背景等

(1) 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下「ストックホルム条約」という。)では、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質を対象に、人の健康の保護及び環境の保全を図るため、各国が国際的に協調して、当該物質の製造、使用等を原則的に禁止する等の措置を講じることとされている。我が国は、これまで、条約の対象物質については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)」、「農薬取締法(昭和23年法律第82号)」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」及び「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)」に基づき、所要の措置を講じてきた。化審法においては、ストックホルム条約の廃絶・制限の対象となった物質について、化審法第2条第1項に規定する第一種特定化学物質に指定し、その製造、使用等を制限することにより、同条約の義務を履行してきた。

今般、令和5年5月に開催されたストックホルム条約第11回締約国会議(COP11)において、新たにメキシクロル、デクロランプラス及びUV-328を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定された。これら3物質は、締約国会議の下部会合である残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)において、科学的知見に基づき検討され、締約国会議に対して廃絶等に関する提案がなされたものである。

ストックホルム条約事務局より、これらの物質を対象物質に追加すること等に関する決定の通知が締約国各国に対してなされると、締約国は通知から1年以内に、決定を遵守するための所要の措置を講じることとなっている。

これらを受け、令和5年7月21日に、3省合同会合¹において、表1に示す化学物質については、難分解性、高蓄積性であり、人や高次捕食動物への長期毒性を有するものであることから、化審法の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られた。

これを踏まえ、表1に示す化学物質を第一種特定化学物質に指定した際に講じべき化審法上の所要の措置について、以下のとおり検討する必要がある。

(2) 化審法に基づく第一種特定化学物質に係る主な規制及び措置

- ① 製造・輸入の許可制(化審法第17条、第22条)
- ② 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止(化審法第24条)
- ③ 政令で指定された用途(エッセンシャルユース)以外の使用の禁止(化審法第25条)

¹ 令和5年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第229回審査部会、第236回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- ④ 環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認められる場合、第一種特定化学物質の製造・輸入業者等に対し、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の回収等の措置命令(化審法第34条)

(3) 審議会の審議事項

上記(2)の①～④のうち、②の政令で定める輸入禁止製品の検討及び③の政令で指定された用途(エッセンシャルユース)の検討に当たっては、化審法第56条において審議会に意見を聴くこととされている。

表1. 第一種特定化学物質に指定することとなった物質

	物質名称*	主な用途	現在の化審法上の扱い
1	メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1-(メトキシフェニル)エチル] ベンゼン (別名メトキシクロル)	殺虫剤	新規化学物質
2	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)	難燃剤	一般化学物質
3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール (別名UV-328)	紫外線吸収剤	一般化学物質

※ 各物質の性状等の詳細については、別添を参照。

2. メキシクロル

2-1. メキシクロルの製造・輸入の規制のあり方等について

(1) メキシクロルの使用の現状及び今後の見込み

メキシクロルの主な用途は殺虫剤であり、農薬取締法においては、昭和35年に登録が失効している。化審法においては、メキシクロルは、同法第2条第6項に規定する新規化学物質に該当し、新規化学物質としての届出、申出の実績はない。

(2) メキシクロルの製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人への暴露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。メキシクロルについては、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はないこと、上述のとおり、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、適用除外の対象を設けることなく、製造、輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である(試験研究用途は除く。)

2-2. メキシクロルが使用されている製品の輸入の禁止について

メキシクロルについては、ストックホルム条約において特定の用途を除外することなく廃絶対象物質に追加されたことから、諸外国においてもその製造・使用が禁止される予定である。

こうしたことを前提に、当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況、及び、海外における使用の状況を調査したところ、化審法が対象とする用途としての製品の輸入及び使用は確認されなかったことから、メキシクロルが使用されている製品について輸入禁止措置を講ずる必要性はないと考えられる。

2-3. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該化学物質又は当該製品の回収等の措置を命ずることができることとされている。なお、上述のとおり、現在得られている情報からは、メキシクロルの化学物質としての製造・輸入及び、メキシクロルが使用されている製品の輸入実態は確認されていない。

平成15年度から現在までに実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてメキシクロルの環境リスク評価を実施した。環境濃度を基にした暴露量とメキシクロルの毒性データを基にした人及び高次捕食動物の有害性評価値・予測無影響濃度を比較した結果、現時点では、リスク懸念箇所は確認できなかった(参考資料1

－3参照)。したがって、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のメキシクロルやそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

3. デクロランプラス

3-1. デクロランプラスの製造・輸入の規制のあり方等について

(1) デクロランプラスの使用の現状及び今後の見込み

デクロランプラスは、化審法第2条第7項に規定する一般化学物質に該当する。

一般化学物質であるデクロランプラスについては、化審法第8条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。

表2のとおり、過去10年間の化審法輸入数量は、30～220トンとなっている。なお、製造数量は確認されなかった。

表2. デクロランプラス(MITI番号:4-296)

	輸入数量	国内出荷量	輸出数量
平成24年度	200	100	-
平成25年度	100	100	-
平成26年度	100	100	-
平成27年度	220	225	-
平成28年度	170	200	-
平成29年度	30	30	-
平成30年度	70	70	-
平成31年度 (令和元年度)	200	200	2
令和2年度	154	154	2
令和3年度	200	200	27

※1. 化審法に基づく届出数量及び事業者ヒアリングより、単位:トン

デクロランプラスは、電気・電子製品、樹脂やゴムなどの難燃剤として主に用いられているが、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が数年前より進められており、令和6年末頃までには代替は完了する見込みである。

こうした中、国内の輸入事業者は、令和5年度末頃までには、デクロランプラスの輸入・使用を終了する見込みである。

(2) デクロランプラスの製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人への暴露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されること

が決定されたデクロンプラスについては、航空宇宙、防衛産業、医療画像及び放射線治療に用いる機器及び設備などの用途を適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、我が国においては、条約で適用除外とされた用途を含めて、令和6年末頃までにデクロンプラスから他の物質・技術への代替が完了する見込みであることを踏まえると、適用除外とする用途を設ける必要はなく、デクロンプラスの製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（試験研究用途は除く。）。

3-2. デクロンプラスが使用されている製品の輸入の禁止について

デクロンプラスについては、ストックホルム条約の第11回締約国会議において、廃絶の対象物質とすることが決定されたことから、適用除外とされた用途を除いて、今後、諸外国においてもその製造・使用が禁止される予定である。

こうしたことを前提に、国内におけるこれまでのデクロンプラスの使用状況及び当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況、及び、海外における使用の状況を調査した。その結果を表3に示す。

表3. デクロンプラスが使用されている主な製品の製造・輸入実績等について

デクロンプラスが使用されている製品		製造実績		輸入実績	備考
		国内	海外		
(1)	樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤	実績あり	実績あり	詳細不明	基準①及び②に該当することから、輸入禁止製品とすべきと考えられる。
(2)	シリコーンゴム	実績あり	実績あり	詳細不明	
(3)	潤滑油	実績あり	実績あり	詳細不明	
(4)	接着剤及びテープ	実績あり	実績あり	詳細不明	
(5)	電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル	実績あり	実績あり	詳細不明	

【参考】 輸入禁止製品の政令指定の考え方

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、次の①及び②の基準に該当するものについては、政令指定し、輸入の制限をすることが適当であると考えられる。

基準①: 次のいずれかに該当するもの。ただし、製品に第一種特定化学物質を使用することが一

一般的でない、製品に係る技術的進歩、国内規格、商慣行、関連製品との競合による制約等によって、輸入されるおそれがないものを除く。

- (ア) 第一種特定化学物質が使用されている製品を過去10年以内に輸入していたことが実績又は公電、公文書、海外規格若しくはこれらに準ずる性格を有する情報(以下「実績等」という。)により認められるとき。
- (イ) 第一種特定化学物質が使用されている製品が過去10年以内に海外において生産されていたことが実績等により認められるとき。
- (ウ) 第一種特定化学物質が当該製品に使用されていることが一般的であって、過去10年以内に日本国内で第一種特定化学物質が使用されている当該製品の生産の実績等があるとき。

基準②: 次のいずれかに該当するため、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがあること。

- (ア) 使用の形態が環境へ直接放出されるものであること。
- (イ) 使用から廃棄に至る間の管理体制が整備されていないこと。
- (ウ) 廃棄が適切に行われるよう制度的に担保されていないこと。

以上をまとめると、デクロンプラスが使用されている表3の製品(1)から(5)については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。これらを踏まえ、表4に掲げる製品を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にデクロンプラスが使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

なお、例えば、医療機器等の製品で、基準②に該当しない管理体制等が確認できた場合は、指定しない。また、デクロンプラスが使用されている製品の輸入の状況については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれがある製品が確認された場合には、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討するべきである。

表4. デクロンプラスが使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品*
樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤
シリコーンゴム
潤滑油
接着剤及びテープ
電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

3-3. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該

化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該化学物質又は当該製品の回収等の措置を命ずることができることとされている。

平成25年度から現在までに実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてデクロランプラスの環境リスク評価を実施した。その結果、環境濃度を基にした暴露量とデクロランプラスの毒性データを基にした人の有害性評価値・予測無影響濃度を比較し、現時点では、リスク懸念箇所は確認できなかった(参考資料1-3参照)。したがって、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。なお、高次捕食動物については現時点で有害性評価値等を導出するためのデータが存在していないことから、引き続き情報収集に努めることとする。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のデクロランプラスやそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

4. UV-328

4-1. UV-328 の製造・輸入の規制のあり方等について

(1) UV-328 の使用の現状及び今後の見込み

UV-328 は、化審法第2条第7項に規定する一般化学物質に該当する。

一般化学物質であるUV-328については、化審法第8条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。

表5のとおり、過去 10 年間製造・輸入が行われており、その数量としては平成 27 年度以降、減少傾向にある。

表5. UV-328 (MITI番号:5-3604)

	製造・輸入数量	国内出荷量	輸出数量
平成24年度	251	311	140
平成25年度	562	332	240
平成26年度	953	323	630
平成27年度	1052	322	730
平成28年度	825	231	602
平成29年度	849	153	704
平成30年度	539	36	503
平成31年度 (令和元年度)	467	159	410
令和2年度	419	11	302
令和3年度	245	17	320

※1. 化審法に基づく届出数量より 単位:トン

UV-328 は、塗料、プラスチックの紫外線吸収剤として主に用いられているが、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が数年前より進められてきた。

こうした中、令和6年夏頃までにUV-328の製造・輸入・使用は終了する見込みである。

(2) UV-328 の製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人への暴露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定された UV-328 については、自動車、工学機械、鉄道及び大型鉄製構造物

の被覆に使用する産業用設備、採血管の内部の機械的分離機構などの用途を適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、我が国においては、条約で適用除外とされた用途を含めて、令和6年夏頃までにUV-328から他の物質・技術への代替が完了する見込みであることを踏まえると、適用除外とする用途を設ける必要はなく、UV-328の製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（試験研究用途は除く。）。

4-2. UV-328が使用されている製品の輸入の禁止について

UV-328については、ストックホルム条約の第11回締約国会議において、廃絶の対象物質とすることが決定されたことから、適用除外とされた用途を除いて、今後、諸外国においてもその製造・使用が禁止される予定である。

こうしたことを前提に、国内におけるこれまでのUV-328の使用状況及び当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況、及び、海外における使用の状況を調査した。その結果を表6に示す。

表6. UV-328が使用されている主な製品の製造・輸入実績等について

UV-328が使用されている製品		製造実績		輸入実績	備考
		国内	海外		
(1)	塗料及びワニス	実績あり	実績あり	詳細不明	基準①及び②に該当することから、輸入禁止製品とすべきと考えられる。
(2)	潤滑油	実績あり	実績なし	詳細不明	
(3)	接着剤、テープ及びシーリング用の充填料	実績あり	実績あり	詳細不明	
(4)	プラスチック用紫外線吸収剤	実績あり	実績あり	詳細不明	

【参考】輸入禁止製品の政令指定の考え方

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、次の①及び②の基準に該当するものについては、政令指定し、輸入の制限をすることが適当であると考えられる。

基準①：次のいずれかに該当するもの。ただし、製品に第一種特定化学物質を使用することが一般的でない、製品に係る技術的進歩、国内規格、商慣行、関連製品との競合による制約等によって、輸入されるおそれがないものを除く。

(ア) 第一種特定化学物質が使用されている製品を過去10年以内に輸入していたことが実績又は公電、公文書、海外規格若しくはこれらに準ずる性格を有する情報(以下「実績等」という。)により認められるとき。

(イ) 第一種特定化学物質が使用されている製品が過去10年以内に海外において生産されていたことが実績等により認められるとき。

(ウ) 第一種特定化学物質が当該製品に使用されていることが一般的であって、過去10年以内に日本国内で第一種特定化学物質が使用されている当該製品の生産の実績等があるとき。

基準②: 次のいずれかに該当するため、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがあること。

(ア) 使用の形態が環境へ直接放出されるものであること。

(イ) 使用から廃棄に至る間の管理体制が整備されていないこと。

(ウ) 廃棄が適切に行われるよう制度的に担保されていないこと。

以上をまとめると、UV-328が使用されている表6の製品(1)から(4)については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

これらを踏まえ、表7に掲げる製品を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にUV-328が使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

なお、基準②に該当しない管理体制等が確認できた場合は、指定しない。また、UV-328が使用されている製品の輸入の状況については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれがある製品が確認された場合には、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討すべきである。

表7. UV-328が使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品 [※]
塗料及びワニス
潤滑油
接着剤、テープ及びシーリング用の充填料
プラスチック用紫外線吸収剤

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

4-3. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該化学物質又は当該製品の回収等の措置を命ずることができることとされている。

平成29年度から現在までに実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてUV-328の環境リスク評価を実施した。その結果、環境濃度を基にした暴露量とUV-

328の毒性データを基にした人の有害性評価値・予測無影響濃度を比較し、現時点では、リスク懸念箇所は確認できなかった(参考資料1-3参照)。したがって、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。なお、高次捕食動物については現時点で有害性評価値等を導出するためのデータが存在していないことから、引き続き情報収集に努めることとする。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のUV-328やそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

5. 今後の進め方について

今後、メキシクロル、デクロランプラス及び UV-328 を第一種特定化学物質に指定するとともに、本資料の2.、3. 及び4. において検討した必要な措置を講ずるため、施行令の一部を改正する政令案について、以下に示したスケジュールによりパブリックコメント等を実施した上で、政令の公布・施行を行う。なお、パブリックコメント等において3物質の製造、使用等に係る新たな実態・事例が追加的に判明した場合、上述の措置に追加することも検討する必要がある。

【参考】 今後の予定（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和5年12月頃	措置内容に関するパブリックコメント
令和5年冬以降	TBT 通報 [※] 、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和6年春以降	改正政令公布
令和6年秋以降	施行

※ 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)に基づき、WTO 事務局に本件を通報し
WTO 加盟国から意見を受付

別添

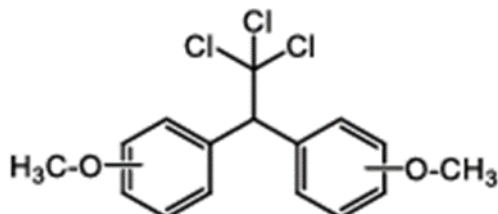
メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328について

I. メトキシクロルの性状及び製造・輸入について

1. メトキシクロルの製造・輸入について

(1) 性状

①構造式



②分子量：345.65

③融点：87℃

④外観：淡黄色粉末

⑤溶解性：対水溶解度：0.302 mg/L (25℃)

(2) 分解性、蓄積性及び毒性等について

POPRCから評価している。(参考資料1-2を参照。)

(3) 製造・輸入数量

メトキシクロルは新規化学物質に該当する。新規化学物質としての届出、申出の実績はない。

(4) 用途

主に殺虫剤として使用。

2. メトキシクロルが使用されている製品の製造・輸入状況

(1) メトキシクロルが使用されている製品の製造状況

主に殺虫剤に使用されてきたが、調査した限りでは、化審法用途での製造の実績はない。

(2) メトキシクロルが使用されている製品の輸入状況

メトキシクロルが使用されている製品の輸入は過去10年間に於いて確認されていない。

3. 海外におけるメトキシクロルが使用されている製品の製造・輸出状況

海外実態調査(平成25年～令和4年末までの実績)の結果、過去10年間で当該物質使用製品の製造又は輸出の報告があった国は、以下のとおり。

- ・調査対象国数：158か国
- ・回答国数：63か国
- ・製造実績の報告があった国数：5か国（具体的製品は表8のとおり）
- ・輸出実績の報告があった国数：5か国（具体的製品は表8のとおり）

表8. 海外におけるメトキシクロルが使用されている製品の製造・輸出状況
 (※ メトキシクロルが使用されている製品の製造実績について回答があった国について記載)

国・地域	製造実績のある製品	輸出実績のある製品
欧州の国	・農薬	・農薬
中南米の国	・農薬	・農薬
中東の国	・農薬	・農薬
アフリカの国	・農薬	・農薬
オセアニアの国	・農薬	・農薬

4. 今後のメトキシクロルが使用されている製品の製造・輸入

- (1) メトキシクロルが使用されている製品の製造・輸入予定
 今後、国内でメトキシクロルの製造・輸入を行う事業者は確認されていない。
- (2) メトキシクロルの使用の予定
 今後、国内でメトキシクロルを使用して製品を製造する事業者は確認されていない。
- (3) メトキシクロルが使用されている製品の輸入の予定
 メトキシクロルが使用されている製品の輸入を行う事業者は確認されていない。

5. メトキシクロルの環境調査結果

年度	水質 ($\mu\text{g/L}$)	底質 ($\mu\text{g/g-dry}$)	生物($\mu\text{g/g-wet}$)			大気 (ng/m^3)
			貝	魚	鳥	
S60	検出数/検体数	0/27	0/27	—	—	—
	検出範囲	—	—	—	—	—
	検出下限値	0.01	0.02	—	—	—
H17	検出数/検体数	0/126	1/105	—	0/27	—
	検出範囲	—	0.0073	—	—	—
	検出下限値	0.0020	0.0026	—	0.0018	—

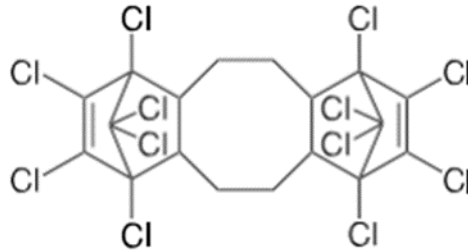
(昭和60年度、平成17年度化学物質環境実態調査より)

II. デクロランプラス

1. デクロランプラスの製造・輸入について

(1) 性状

①構造式



②分子量：653.73

③融点：340～382℃

④外観：白色粉末

⑤溶解性：対水溶解度 <1.67 ng/L (20～25℃)

(2) 分解性、蓄積性及び毒性等について

POPRCから評価している。(参考資料1-2を参照。)

(3) 製造・輸入数量

デクロランプラスは一般化学物質に該当する。表9のとおり、過去10年間製造・輸入が行われており、その数量としては、30～220トンとなっている。

表9. デクロランプラス (MITI番号：4-296)

	製造・輸入数量	国内出荷量	輸出数量
平成24年度	200	100	-
平成25年度	100	100	-
平成26年度	100	100	-
平成27年度	220	225	-
平成28年度	170	200	-
平成29年度	30	30	-
平成30年度	70	70	-
平成31年度 (令和元年度)	200	200	2
令和2年度	154	154	2
令和3年度	200	200	27

(単位：トン、小数点以下四捨五入)

(化審法に基づく届出数量及び事業者ヒアリング)

(4) 用途

デクロランプラスは、主に電気・電子材料、プラスチック・ゴム添加剤、プラスチック・ゴム加工助剤として使用。

2. デクロランプラスが使用されている製品の製造・輸入状況

(1) デクロランプラスが使用されている製品の製造状況

デクロランプラスは、国内では、主に電気・電子材料、プラスチック・ゴム添加剤、プラスチック・ゴム加工助剤として使用されてきたが、近年では、残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）での評価・検討状況などを踏まえ、代替の検討が進んでいる。

表10. デクロランプラスの用途別出荷数量の推移

	国内 出荷量	用途別出荷数量			
		中間物	プラスチック、 プラスチック添 加剤又はプラス チック加工助剤	合成ゴム、 ゴム用添加 剤、ゴム用 加工助剤	電気材料又 は電子材料
平成24年度	100	0	100	0	0
平成25年度	100	0	100	0	0
平成26年度	100	0	100	0	0
平成27年度	225	0	205	20	0
平成28年度	200	100	100	0	0
平成29年度	30	0	0	0	30
平成30年度	70	0	0	0	70
平成31年度 (令和元年度)	200	0	200	0	0
令和2年度	154	0	154	0	0
令和3年度	200	200	0	0	0

(単位：トン)

(化審法に基づく届出数量)

(2) デクロランプラスが使用されている製品の輸入状況

デクロランプラスが使用されている製品の輸入は過去10年間において確認されていない。

3. 海外におけるデクロランプラスが使用されている製品の製造・輸出状況

海外実態調査（平成25年～令和4年末までの実績）の結果、過去10年間で当該物質使用製品の製造又は輸出の報告があった国は、以下のとおり。

- ・調査対象国数：158か国
- ・回答国数：63か国
- ・製造実績の報告があった国数：5か国（具体的製品は表11のとおり）
- ・輸出実績の報告があった国数：2か国（具体的製品は表11のとおり）

表11. 海外におけるデクロンプラスが使用されている製品の製造・輸出状況
 (※ デクロンプラスが使用されている製品の製造実績について回答があった国について記載)

国・地域	製造実績のある製品	輸出実績のある製品
欧州の国	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤 ・再包装 ・電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル ・自動車に使用する機器・部品 ・シリコーンゴム ・潤滑油 ・接着剤及びテープ ・爆薬 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用途
北米の国	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂に防災性能を与えるための調整添加剤 	
アフリカの国	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂に防災性能を与えるための調整添加剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂に防災性能を与えるための調整添加剤

4. 今後のデクロンプラスが使用されている製品の製造・輸入

(1) デクロンプラスの製造・輸入の予定

国内でデクロンプラスを製造・輸入していた事業者への調査を行ったところ、既に代替が進められていることから令和5年度末頃以降の製造・輸入を予定している事業者はいないと考えられる。

(2) デクロンプラスの使用の予定

国内でデクロンプラスを使用していた事業者への調査を行ったところ、既に代替が進めていることから、デクロンプラスが第一種特定化学物質に指定された以降の使用を予定している事業者はいないと考えられる。

(3) デクロンプラスが使用されている製品の輸入の予定

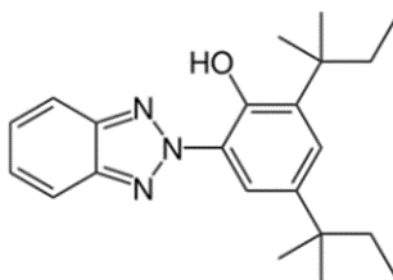
樹脂に防災性能を与えるための調整添加剤、シリコーンゴム、潤滑油、接着剤及びテープ、電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブルについては、今後もデクロンプラスが使用されている当該製品の輸入の蓋然性が否定できない。

Ⅲ. UV-328

1. UV-328の製造・輸入について

(1) 性状

①構造式



②分子量：351.5

③融点：81.2 °C

④外観：黄色粉末

⑤溶解性：対水溶解度 $1.7 \pm 0.7 \cdot 10^{-4}$ mg/L (25°C)

(2) 分解性、蓄積性及び毒性等について

POPRCから評価している。(参考資料1-2を参照。)

(3) 製造・輸入数量

UV-328は一般化学物質に該当する。表12のとおり、過去10年間の製造・輸入数量を比較すると平成27年度以降、減少傾向にある。

表12. UV-328 (MITI番号：5-3604)

	製造・輸入数量	国内出荷量	輸出数量
平成24年度	251	311	140
平成25年度	562	332	240
平成26年度	953	323	630
平成27年度	1052	322	730
平成28年度	825	231	602
平成29年度	849	153	704
平成30年度	539	36	503
平成31年度 (令和元年度)	467	159	410
令和2年度	419	11	302
令和3年度	245	17	320

(単位：トン、小数点以下四捨五入)
(化審法に基づく届出数量)

(4) 用途

主に塗料、電気・電子材料、プラスチック・ゴム添加剤、プラスチック・ゴム加工助剤等として使用。

2. UV-328が使用されている製品の製造・輸入状況

(1) UV-328が使用されている製品の製造状況

UV-328は、国内では、主に塗料、電気・電子材料、プラスチック・ゴム添加剤、プラスチック・ゴム加工助剤等として使用されてきたが、近年では、残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）での評価・検討状況などを踏まえ、代替の検討が進んでいる。

表13. UV-328の用途別出荷数量の推移

	国内 出荷量	用途別出荷数量								
		中間物	塗料又は コーティ ング剤	芳香剤又 は消臭剤	接着剤、 粘着剤又 はシーリ ング材	合成繊維 又は繊維 処理剤	プラスチ ック、プ ラスチッ ク添加剤 又はプラ スチック 加工助剤	合成ゴム 、ゴム用 添加剤、 ゴム用 加工助剤	電気材料 又は電子 材料	建設資材 又は建設 資材添加 物
平成24年度	311	0	300	4	0	0	4	<1	0	<1
平成25年度	332	0	300	5	<1	0	31	<1	0	<1
平成26年度	323	0	301	5	<1	0	20	9	0	<1
平成27年度	322	6	302	5	<1	0	16	4	0	<1
平成28年度	231	0	200	5	0	2	15	9	0	<1
平成29年度	153	0	61	5	0	0	19	5	30	0
平成30年度	36	0	61	3	0	0	21	0	10	0
平成31年度 (令和元年度)	159	0	41	6	0	0	24	0	40	0
令和2年度	11	0	10	3	0	0	12	0	0	0
令和3年度	17	0	30	3	0	0	18	0	0	0

(単位：トン)
(化審法に基づく届出数量)

(2) UV-328が使用されている製品の輸入状況

UV-328が使用されている製品のうち過去10年間に於いて輸入実績のある製品は確認されなかった。

3. 海外におけるUV-328が使用されている製品の製造・輸出状況

海外実態調査（平成25年～令和4年末までの実績）の結果、過去10年間で当該物質使用製品の製造又は輸出の報告があった国は以下のとおり。

- ・調査対象国数：158か国
- ・回答国数：63か国
- ・製造実績の報告があった国数：4か国（具体的製品は表14のとおり）
- ・輸出実績の報告があった国数：2か国（具体的製品は表14のとおり）

表14. 海外におけるUV-328が使用されている製品の製造・輸出状況

(※1 UV-328が使用されている製品の製造実績について回答があった国について記載)

国・地域	製造実績のある製品	輸出実績のある製品
欧州の国	・塗料又はワニス ・接着剤及びシーリング用の充填料 ・プラスチック用紫外線吸収剤	・塗料又はワニス
オセアニアの国	・自動車用塗料又はワニス	
アフリカの国	・工業用途	・工業用途
北米の国	・プラスチック用紫外線吸収剤	

4. 今後のUV-328が使用されている製品の製造・輸入

(1) UV-328の製造・輸入の予定

国内でUV-328を製造・輸入していた事業者への調査によれば、代替が進められていることから、令和6年夏頃以降に製造・輸入を予定している事業者はいなかった。

(2) UV-328の使用の予定

国内でUV-328を使用していた事業者への調査を行ったところ、既に代替が進められていることから、UV-328を第一種特定化学物質に指定された以降の使用を予定している事業者はいないと考えられる。

(3) UV-328が使用されている製品の輸入の予定

塗料及びワニス、潤滑油、接着剤、テープ及びシーリング用の充填料、プラスチック用紫外線吸収剤については、今後もUV-328が使用されている当該製品の輸入の蓋然性が否定できない。